

「介護予防・日常生活支援総合事業」 についてのQ&A

八王子市

【平成28年8月12日版】

「介護予防・日常生活支援総合事業」に係る質問項目について

<目次>

1. 計画書の作成等について ……………11 ページ

- 問1 今までの要支援の方の時と、ケアプランの書類はどう変わるのか。
- 問2 途中で、訪問介護Aのサービスに変更したいと言う方が出た場合には、ケアプランの作成（変更）は必要か。
- 問3 現在、事業所で使用しているシステムが、市の提示している様式と同じように出来ない場合は、どのようにすれば良いか。
- 問4 C表のサービス種別については、規定の文言はあるのか。事業所のシステムに入っているサービス種別の選択で問題はないか。
- 問5 当面の間は、現行の東京都様式の利用が可能とのことですが、当面の間とはいつ頃までか。
- 問6 サービス提供事業所のみの変更や利用回数のみの変更など等、軽微な変更による総合事業への移行の場合、サービス担当者会議は必要か。計画書の交付のみの対応でも良いか。
- 問7 生活保護受給者においては、週間サービス計画表の提出や提出先についても、今まで通り生活福祉課で良いのか。
- 問8 個別サービス計画書の表題は変更する必要があるか。
- 問9 サービス提供状況報告書の標準様式が提示され、かつ、当該様式以外の様式の使用を義務付けるものではないとなっていました。使用した方が良いのか。

2. 契約について ……………14 ページ

- 問 10 総合事業に切り替わるタイミングは、更新の時以外にあるか。
- 問 11 契約書と重要事項説明書も、更新の人から総合事業用を作成して切り替えていく必要はあるのか。
- 問 12 介護予防サービスと総合事業の内容が同じで料金も全く同じで変わらない場合でも、総合事業の契約書は必要か。
- 問 13 要支援認定の有効期限は8月までであるが、4月に担当者の変更に伴いケアプランの作成が必要になった。
この場合は総合事業への移行が必要か。
- 問 14 契約日の考え方はどうなっているのか。契約の効力開始日と捉えて良いか。
効力開始日と捉えた場合、契約の期間や効力開始日が契約書に記載されるように、サービス事業所への通知や指導はいつしているのか。
- 問 15 事業所の契約開始日について、何らかのルールを設ける予定はあるのか。例えば、要支援の有効期間内とか、介護予防ケアマネジメントのプランの有効期間内等。サービスの開始予定やプラン上月末からの開始であっても、サービス事業所の契約日が、該当月の1日であった場合は月額請求となる可能性がある。
- 問 16 暫定でケースを進めた場合、サービス提供事業者が認定結果が出るまで契約を結ばなかった場合の契約日の取り扱いについて、サービス担当者会議の日を契約日とするのか。
- 問 17 (かいせい便り Vol.11 に記載されている内容について) 利用開始について、「継続から総合事業への移行者の開始日」「新規利用者の利用開始日」共に「起算日は契約日」と読みとれる。継続利用者は、月算定(1日付から)と考えていた。「終了日」の起算日についても同様でわかりにくい。
- 問 18 介護予防相当の利用者が月途中で入院した場合は、基本的には入院をもって解約が本来だが、事業所の利用契約書の解約条件や月内の利用再開の見通しから解約をせず継続することが通例となっている。事業所ごとのバラつきが出ると考えられるが、この場合の解約日はいつになるのか。
- 問 19 契約日の確認方法について。サービス提供状況報告書の標準様式を使用していない事業所の契約日及び契約解除日の確認はどのように考えているのか。書面等で、計画作成担当者等に頂けるような方法は検討されているのか。

- 問 20 (かいせい便り Vol.11 に記載されている内容について)「3.契約日等の確認方法」について、「サービス提供状況報告書への記入のみで良いか。契約書の写し(契約日)や契約解除通知書(契約解除日)など、確認のための他の書類が必要か。
- 問 21 新しいサービスの導入でなくても、利用日の変更等でサービス内容が変わった際も、総合事業に変わると思い新契約書で再度契約を取り交わしたが、介護保険事業者との契約が伴わない場合は、介護保険の利用のままで良いのか。
- 問 22 デイサービスを2ヶ月休み再開した場合、方法として以下の2通りがあると考えて良いか。
(1) ケアプランを作り直し、担当者会議を行う。事業所が本人と総合事業の契約を結ぶ。 ⇒ 介護予防ケアマネジメントに変更。
(2) ケアプランはそのまま。事業所も総合事業の契約を結ばない。 ⇒ 介護予防支援のまま。
- 問 23 軽微な変更は、プラン変更が生じないため、総合事業への切り替えは無いとの認識で良いか。変更が必要との判断の場合、契約日は当月1日で良いか。
- 問 24 予防給付の方が入院(月内で退院)をした場合、予防給付の継続で良いか。

3. 請求等について ……21 ページ

- 問 25 実績業務の流れは、今まで通りで良いのか。(居宅介護支援事業所 ⇒ 地域包括支援センター)
- 問 26 委託を受けた居宅介護支援事業所の請求の流れはどうなるのか。
- 問 27 サービス種類(コード)のA1とA2の違いと、A5とA6の違いは請求時にどちらになるか知っていないと支障はあるのか。あるとしたら、今後はどのように見分けていけば良いのか。
- 問 28 実績業務の流れは今まで通りで良いのか。(サービス提供事業者 ⇒ 地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所)
- 問 29 請求の流れはどうなるのか。
- 問 30 総合事業に移行しているにもかかわらず、間違っって予防給付のサービスコードで請求した場合はエラーとなるのか。また、エラーにならなかった場合はいずれ過誤申立することとなるのか。

- 問 31 予防給付で通所介護を利用している方が、月途中から訪問介護を利用した場合は、「予防給付の日割り（通所介護）」と「総合事業の日割り（通所介護）」、「総合事業の日割り（訪問介護）」の3つの日割りが発生するのか。
- 問 32 月途中で、仮に通所介護から通所介護相当に変更になった場合、双方ともに日割りとなるが、その場合の請求方法は、介護予防支援と介護予防マネジメントのどちらになるのか。
- 問 33 通所介護を継続で利用していた方が月途中（仮に3月15日）で訪問介護相当が追加になった場合、訪問介護相当の開始に合わせ通所介護が通所介護相当に切り替わるが、この場合、1日～14日までを通所介護の日割り、15日～月末までを通所介護相当の日割りと訪問介護相当の日割りとなり、3つの日割り請求が発生するという考え方で良いのか。
- 問 34 月途中の利用開始・終了による日割りについて、日割り事由「サービス事業所変更」と同様に扱えないのか。
「サービス事業所変更」の場合、日割り起算日は「契約日・契約解除日」だが、実際のところ月前半の事業所は1日から利用最終日までを日割り算定し、後半の事業所は利用開始日から月末までを日割り算定している。
「利用者との契約開始・契約解除」の場合と従来からの「サービス事業所変更」は、前後にサービス利用が有るか無いかの違いはあれども、利用開始・終了の点では同じである。現場の混乱を防ぐためにも、同様に扱えるようにしてほしい。
- 問 35 月途中で入院した場合は、入院日前日で契約解除となるのか。日割り計算の対象になるか。
- 問 36 要介護から要支援への移行でサービスに変わりがない場合でも、契約日が該当月の1日でない場合には日割りとなるのか。
- 問 37 65とA5の混在した請求は可能か。
- 問 38 問37について、八王子市だけがこのような複雑な手法を用いているのか。また、その必要があるのか。

4. 介護予防ケアマネジメントについて ………26 ページ

- 問 39 今までの要支援の方の時と、対応などで変わるところはあるのか。

- 問 40 モニタリング訪問の頻度はどうなるのか。
- 問 41 給付制限のある利用者について、総合事業でも同じ取り扱いなのか。
- 問 42 予防福祉用具貸与と予防通所介護を利用しており、予防給付の対象となるが、その場合、通所介護サービスは予防給付のままで良いのか。
- 問 43 訪問サービス利用にあたって、現行相当か訪問 A かを判断する際は、12月の説明会の資料および、Q&A の記載通り（身体介護を要するか否かで判断する）で理解して良いのか。
- 問 44 「現行の訪問介護相当」と訪問型サービス A（緩和した基準によるサービス）のどちらを利用するのが適切なのか、判断ツールはあるか。
- 問 45 問 44 の判断をするのは、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）か。
- 問 46 「介護予防・日常生活支援総合事業の報酬・加算について」P9の「介護予防ケアマネジメント B の内容等」の「A のアセスメント頻度」はモニタリングの誤りではないか。
- 問 47 「介護予防・日常生活支援総合事業の報酬・加算について」P7「ケアマネジメント B のケアマネジメントプロセス」には「モニタリング（適宜）」とある。「ケアマネジメント A」では概ね3ヶ月に1回頻度であるので、概ね6ヶ月に1回ぐらいの頻度で良いか。
- 問 48 介護予防ケアマネジメントの委託件数と要支援・要介護の利用者数との関係（上限や件数による減額）を、市ではどのように規定しているのか。

5. 事業所について ……30 ページ

- 問 49 介護予防サービスは実施していたが、現行相当サービス（訪問介護/通所介護）を実施しない事業所があるが、そのような事業所は市で把握しているのか。個別に聞かなければ、把握できないのか。今後、ハートページなどへの記載はあるのか。

- 問 50 3月より要支援認定の更新がされ、継続して家事援助中心型の訪問介護サービスを提供する予定であるが、現在利用している事業所は、訪問Aの指定を受けていない。この場合は、訪問Aの指定を受けている事業所に変更しなくてはならないのか。
- 問 51 訪問型サービスAを対応する検討をしている法人・団体は現状でどのぐらいの数になっているのか。
- 問 52 通所介護19人未満の考え方について（通所介護のサービスには、AM/PM各10名という定員がある。これは、利用定員が19人未満と考えるので良いか。）

6. 予防訪問(通所)介護相当サービスについて ……32 ページ

- 問 53 「現行の訪問介護相当」のサービスで言うところの「身体介護」はヘルパーと利用者による共家事を含んでいるか。例えば、買い物等ヘルパーのみで対応した方が時間は短縮できると思われるが、ヘルパーと一緒に出掛けることにより生活の広がりにつながることもある。判断はどのような方法で行うのか。
- 問 54 「現行通所介護相当」では、身体介護を必要とする専門的な運動やリハビリ等が内容となっているが、どのような利用者を想定しているか。

7. 緩和した基準による訪問型サービス(訪問型サービスA)について ……33 ページ

- 問 55 訪問介護Aのサービスを提供する場合、当面、資格のある（ヘルパー2級等）訪問介護員によるサービス提供であれば、事業所での定められた研修は行わなくても良いのか。
- 問 56 モニタリング訪問の頻度はどうなるのか。
- 問 57 訪問型サービスAの対象者が急な体調不良等で身体介護を要する状態になった場合は、ケアプランやサービス提供はどのような手順で対応するのか。

8. 多様なサービスについて ……………34 ページ

- 問 58 予防訪問介護の多様なサービスについて、どのように情報収集するのか。
- 問 59 多様な担い手とありますが、いつ頃具体的になりますか。その際の料金はそれぞれとなっていますが、現行の料金（利用者負担）より高くなりますか。
- 問 60 多様な担い手によるサービスに移行した場合、サービスの提供先は自由に選ぶことができるのか。
- 問 61 多様な担い手によるサービスでは、同居家族がいても掃除や買い物の依頼は出来るのか。
- 問 62 多様な担い手によるサービスには、送迎はあるのか。
- 問 63 送迎がない場合、一人で通えない人の対応はどうなるのか。

9. サービスの利用について ……………36 ページ

- 問 64 今までの予防訪問介護と同様に、訪問サービスの複数事業所利用はできないのか。
- 問 65 今までの予防通所介護（リハビリ）と同様に、通所サービスの複数事業所利用はできないのか。
- 問 66 小規模デイサービスが地域密着型デイサービスに移行となる。小規模デイサービスは要介護の者しか利用できないとのことだが、要支援の方は引き続き地域密着型デイサービスの利用ができないということか。
利用できる場合の金額は今までどおりで可能なのか。
- 問 67 住所地は八王子で他自治体にお住まいの方で、その自治体が総合事業を始めていない場合、要支援の認定の方はサービスを利用することができるのか。

10. 生活支援・介護予防サービスについて ……39 ページ

問 68 今後生活支援コーディネーターとケアマネの連携はどのようになるのか。利用者ニーズとのマッチングの際、どのような役割となるのか。

11. 地域密着型通所介護について ……40 ページ

問 69 平成28年4月1日前からの既存の利用者について引き続き利用が可能とのことであるが、いつまで利用が可能なのか。

問 70 他自治体の住民であっても利用しなければならない理由があれば、所定の手続きを行った上で利用は可能ということだが、どのような理由なら該当するのか。

12. 基本チェックリストについて ……41 ページ

問 71 基本チェックリストは、ケアマネ自身がチェックし、ケアマネ単独の判断でサービス利用という流れになるのか。いつ頃の実施予定で検討しているのか。

13. 給付管理・加算について ……………42 ページ

- 問 72 介護予防給付と介護予防・日常生活支援総合事業を併用する場合、支給限度額は双方を合算した額という理解で良いのか。
- 問 73 「予防訪問介護から現行相当へ移行した場合」および、「予防訪問介護から訪問 A に移行した場合」および、「現行相当から訪問 A に移行した場合」および、「訪問 A から現行相当に移行した場合」、それぞれ（訪問介護の）初回加算の算定はどのように取り扱うべきか。
- 問 74 「予防給付を受けていた者が総合事業のサービス利用に移行するときは、介護予防ケアマネジメントの初回加算の算定を行うことはできない。」（介護予防・日常生活支援総合事業の報酬・加算等について資料 P10 に記載）とのことだが、「総合事業のサービスのみ利用していた者が予防給付を受けることになったときには、介護予防支援の初回加算を算定することは可能なのか。

14. その他 ……………44 ページ

- 問 75 書類や対応は、全高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）統一か。
- 問 76 （かいせい便りについて）全体について、文言がわかりにくい、具体例をあげて説明してもらいたい。また、送られる表紙下に「※かいせい便りは、内容により…」と記載されているが、どの号が選別なのか、届かないと分からない。判断ができない。
- 問 77 （サービス提供事業者より）「提供実績兼利用者状況等報告書」を使用しなければならぬのか。必須の項目はどれか。

1. 計画書の作成等について

問1 今までの要支援の方の時と、ケアプランの書類はどう変わるのか。

(答)

現在利用していただいている東京都様式を準用した形式であるため記載していただく内容は変わりませんが、ケアプランの名称などが介護予防支援と介護予防ケアマネジメントを兼ねたものとなります。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

問2 途中で、訪問介護Aのサービスに変更したいと言う方が出た場合には、ケアプランの作成（変更）は必要か。

(答)

介護予防訪問介護（又は予防訪問介護相当サービス）から訪問型Aへの変更は、サービス種別の変更になりますのでケアプランの作成（変更）は必要となります。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

問3 現在、事業所で使用しているシステムが、市の提示している様式と同じように出来ない場合は、どのようにすれば良いか。

(答)

ケアプランの内容そのものは現行のものと変わっておらず、市の提示する様式への変更は、システム提供会社による対応等が必要になるため、当面の間、現行のものを使用していただくことで構いません。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

問4 C表のサービス種別については、規定の文言はあるのか。事業所のシステムに入っているサービス種別の選択で問題はないか。

(答)

サービス名は契約書等と同様に「予防訪問介護相当サービス」「訪問型サービスA」「予防通所介護相当サービス」などと記載してください。ただし、内容が同じサービスを意味するものであれば、システムからサービス種別を選択することでも問題はありません。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620—7416）

問5 当面の間は、現行の東京都様式の利用が可能とのことですが、当面の間とはいつ頃までか。

(答)

期限は特に設けていませんが、新様式は介護予防支援と介護予防ケアマネジメントを兼ねたものとなっていますので、ケアプラン見直し時等に順次切り替えてください。なお、市の提示する様式への変更は、システム提供会社による対応等が必要な場合があるため、各事業所で使用しているシステム改修がなされるまでの間は現行様式の使用を可とします。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620—7416）

問6 サービス提供事業所のみの変更や利用回数のみの変更など等、軽微な変更による総合事業への移行の場合、サービス担当者会議は必要か。計画書の交付のみの対応でも良いか。

(答)

事業所の変更は軽微な変更にあたらないため、サービス担当者会議が必要となります。利用回数のみの変更の場合は総合事業へ移行となりませんが、必要に応じて担当者会議の開催が必要となります。ケアマネジャーガイドラインを参照してください。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620—7416）

問7 生活保護受給者においては、週間サービス計画表の提出や提出先についても、今まで通り生活福祉課で良いのか。

(答)

生活保護法の改正により総合事業も介護扶助の対象となっていることから、従来どおり生活福祉総務課へ週間サービス計画表の提出をお願いします。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

問8 個別サービス計画書の表題は変更する必要があるか。

(答)

総合事業への切り替えに伴い、提供するサービス種別が変更されるため、サービス名の表記を変更してください。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

問9 サービス提供状況報告書の標準様式が提示され、かつ、当該様式以外の様式の使用を義務付けるものではないと なっていましたが、使用した方が良いのか。

(答)

使用を義務付けるものではありません。標準様式として提示しておりますので必要に応じて御活用ください。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

2. 契約について

問 10 総合事業に切り替わるタイミングは、更新の時以外にあるか。

(答)

要介護認定のある方が新規で介護予防訪問（通所）介護を利用する場合、又は現在利用している介護予防訪問（通所）介護事業所を変更する場合は該当します。この時点で総合事業での契約を行うことで更新時に契約をし直す必要がなくなることから、例外的にこのような扱いとしています。詳細はかいせい便り vol.6 を参照してください。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

問 11 契約書と重要事項説明書も、更新の人から総合事業用を作成して切り替えていく必要はあるのか。

(答)

認定更新により総合事業に順次移行するため、契約書及び重要事項説明書についても改めて手続きが必要となります。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

問 12 介護予防サービスと総合事業の内容が同じで料金も全く同じで変わらない場合でも、総合事業の契約書は必要か。

(答)

内容が同じであっても介護予防サービスと総合事業によるサービスは別の事業であることから、改めて契約が必要となります。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

問 13 要支援認定の有効期限は8月までであるが、4月に担当者の変更に伴いケアプランの作成が必要になった。
この場合は総合事業への移行が必要か。

(答)

総合事業への移行は、原則、認定更新時のほか、要支援者が訪問介護又は通所介護の利用契約を新規に結ぶ場合のみとする取扱いに整理しました。したがって担当者の変更によるケアプラン作成は、総合事業の移行の対象になりません。詳細は、かいせい便り Vol.6、7を参照してください。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620—7416）

問 14 契約日の考え方はどうなっているのか。契約の効力開始日と捉えて良いか。
効力開始日と捉えた場合、契約の期間や効力開始日が契約書に記載されるように、サービス事業所への通知や指導はいつしているのか。

(答)

契約日はお互いが契約内容について合意し、契約書を取り交わした日のことであると考えます。契約はサービス事業所と利用者との間で個別に取り交わされるものであり、市として特段通知や指導は行っていません。サービス提供上、支障がないよう取り交わしてください。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620—7416）

問 15 事業所の契約開始日について、何らかのルールを設ける予定はあるのか。

例えば、要支援の有効期間内とか、介護予防ケアマネジメントのプランの有効期間内等。サービスの開始予定やプラン上月末からの開始であっても、サービス事業所の契約日が、該当月の1日であった場合は月額請求となる可能性がある。

(答)

契約の開始日については特段のルールを設ける予定はありません。しかしながら、当該例示のように、利用実態との乖離が大きく、明らかに利用者にとって不利益となることは避けるべきであり、利用者の不利益とならないよう、サービス事業所と利用者間でよく話し合っけて契約を行ってください。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620—7416）

問 16 暫定でケースを進めた場合、サービス提供事業者が認定結果が出るまで契約を結ばなかった場合の契約日の取り扱いについて、サービス担当者会議の日を契約日とするのか。

(答)

契約日をいつにするかについては明確な規定がありません。一般的には契約日は事業者と利用者が合意して契約書を取り交わした日であると考えます。一概にサービス担当者会議の日が契約日とは限りません。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620—7416）

問 17 (かいせい便り Vol.11 に記載されている内容について) 利用開始について、「継続から総合事業への移行者の開始日」「新規利用者の利用開始日」共に「起算日は契約日」と読みとれる。継続利用者は、月算定(1日付から)と考えていた。「終了日」の起算日についても同様でわかりにくい。

(答)

かいせい便り vol.11 で示した内容については、vol.14 で補足通知を発出していますので、そちらを参照してください。

担当：福祉部介護保険課 給付担当(直通 042-620-7416)

問 18 介護予防相当の利用者が月途中で入院した場合は、基本的には入院をもって解約が本来だが、事業所の利用契約書の解約条件や月内の利用再開の見通しから解約をせず継続することが通例となっている。事業所ごとのバラつきが出ると考えられるが、この場合の解約日はいつになるのか。

(答)

契約日同様に、解約日についてもケースによってバラつきは生じるものと考えます。お示しの例についても、利用再開の目処等により個別に異なってくると思われるため、一概に解約日をお示しすることはできません。

利用実態との乖離が大きく、明らかに利用者にとって不利益となることは避けるべきであり、利用者の不利益とならないよう、サービス事業所と利用者間でよく話し合って解約を行ってください。

担当：福祉部介護保険課 給付担当(直通 042-620-7416)

問 19 契約日の確認方法について。サービス提供状況報告書の標準様式を使用していない事業所の契約日及び契約解除日の確認はどのように考えているのか。書面等で、計画作成担当者等に頂けるような方法は検討されているのか。

(答)

サービス提供状況報告書の標準様式を使用しておらず、事業所独自の様式等を使用している場合は、様式の余白に契約日又は契約解除日を記入するようにしてください。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620—7416）

問 20 （かいせい便り Vol.11 に記載されている内容について）「3.契約日等の確認方法」について、サービス提供状況報告書への記入のみで良いか。契約書の写し（契約日）や契約解除通知書（契約解除日）など、確認のための他の書類が必要か。

(答)

サービス提供状況報告書への記入のみで構いません。また、事業所の負担を軽減するためにも、その他の書類は必要としないと考えます。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620—7416）

問21 新しいサービスの導入でなくても、利用日の変更等でサービス内容が変わった際も、総合事業に変わると思い新契約書で再度契約を取り交わしたが、介護保険事業者との契約が伴わない場合は、介護保険の利用のままで良いのか。

(答)

訪問介護または通所介護事業所と新たに契約書を取り交わした場合に、総合事業へ移行となります。したがって、ケアプランの変更の有無に関わらず、訪問介護または通所介護事業所と平成28年3月以降に契約行為を行った場合、総合事業へ移行することになります。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通042-620-7416）

問22 デイサービスを2ヶ月休み再開した場合、方法として以下の2通りがあると考えて良いか。

- (1) ケアプランを作り直し、担当者会議を行う。事業所が本人と総合事業の契約を結ぶ。 ⇒ 介護予防ケアマネジメントに変更。
- (2) ケアプランはそのまま。事業所も総合事業の契約を結ばない。 ⇒ 介護予防支援のまま。

(答)

ケアプランを作成しなおす必要があるかどうかは、利用者の状況によっての判断になると思いますが、ケアプランの作り直しの有無に関係なくサービス事業所と契約を改めて行うか否かによって総合事業の対象者となるか否か判断することになります。

2カ月サービス利用を休止して再開する際に、従前取り交わした契約書をもとにサービス利用をするということであれば、介護予防給付のままとなります。

事業所と契約を行い、総合事業へ移行した場合であって、通所型サービス・訪問型サービス以外の利用がない場合は、介護予防ケアマネジメントに変更となります。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通042-620-7416）

問23 軽微な変更は、プラン変更が生じないため、総合事業への切り替えは無いとの認識で良いか。
変更が必要との判断の場合、契約日は当月1日で良いか。

(答)

ケアプランの変更によってではなく、訪問介護または通所介護事業所と新たに契約書を取り交わした場合に、総合事業へ移行となるため、訪問介護または通所介護事業所との契約行為を伴わない場合は総合事業への移行対象とはなりません。

ケアプランの変更が必要となり、訪問介護又は通所介護事業所と新たに契約書を取り交わした場合は総合事業へ移行となりますが契約日をいつとするかは各自状況に応じて判断してください。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620—7416）

問24 予防給付の方が入院（月内で退院）をした場合、予防給付の継続で良いか。

(答)

契約が継続されている場合は従来どおり月包括報酬となりますので、予防給付の継続となります。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620—7416）

3. 請求等について

問25 実績業務の流れは、今まで通りで良いのか。(居宅介護支援事業所⇒地域包括支援センター)

(答)

委託を受けた居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへ行う実績業務の流れについては、これまでと変更はありません。

担当：福祉部高齢者福祉課 地域包括担当（直通 042-620-7244）

問26 委託を受けた居宅介護支援事業所の請求の流れはどうなるのか。

(答)

問25同様、これまでと変更はありません。

担当：福祉部高齢者福祉課 地域包括担当（直通 042-620-7244）

問27 サービス種類（コード）のA1とA2の違いと、A5とA6の違いは請求時にどちらになるか知っていないと支障はあるのか。あるとしたら、今後はどのように見分けていけば良いのか。

(答)

事業者台帳上のサービスコードと一致せず、請求エラーとなる可能性があります。市のホームページに掲載している事業者一覧の訪問介護、通所介護の一覧表にみなし指定事業所（A1,A5）であれば○、事後申請による予防相当サービス事業所（A2,A6）であれば◎、といったように総合事業の指定状況をあわせて表記しています。

担当：福祉部高齢者いきいき課 事業者指定担当（直通 042-620-7452）

問28 実績業務の流れは、今まで通りで良いのか。
(サービス提供事業者⇒地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所)

(答)

地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所へ行う実績報告については、これまでと変更はありません。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620—7416）

問29 請求の流れはどうなるのか。

(答)

請求方法に変更はないため従来どおり国保連に請求してください。なお、総合事業に移行した対象者はサービスコードが変わりますのでご注意ください。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620—7416）

問30 総合事業に移行しているにもかかわらず、間違っ
て予防給付のサービスコードで請求した場合はエラーとなる
のか。また、エラーにならなかった場合はいずれ過誤申立することとなるのか。

(答)

給付管理票と明細書が共に予防給付のサービスコードとなっていた場合、総合事業の利用者であっても、サービスコード上は不一致がないため返戻になりません。ただし、間違っ
た内容での請求となりますので過誤申立をしていただくこと
になります。

総合事業移行の際には、地域包括支援センター及び委託を受けた居宅介護支援事業所とサービス提供事業所間で情報共有
を図り、請求業務に支障の無いよう留意してください。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620—7416）

問 31 予防給付で通所介護を利用している方が、月途中から訪問介護を利用した場合は、「予防給付の日割り（通所介護）」と「総合事業の日割り（通所介護）」、「総合事業の日割り（訪問介護）」の3つの日割りが発生するのか。

（答）

お示しの事例については、かいせい便り vol.14 に掲載しているため、そちらを参照してください。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620—7416）

問 32 月途中で、仮に通所介護から通所介護相当に変更になった場合、双方ともに日割りとなるが、その場合の請求方法は、介護予防支援と介護予防マネジメントのどちらになるのか。

（答）

介護予防給付のサービスが含まれるため、介護予防支援での請求となります。

※当該ケースは月途中に通所介護事業所を変更した場合の考え方です。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620—7416）

問 33 通所介護を継続で利用していた方が月途中（仮に3月15日）で訪問介護相当が追加になった場合、訪問介護相当の開始に合わせ通所介護が通所介護相当に切り替わるが、この場合、1日～14日までを通所介護の日割り、15日～月末までを通所介護相当の日割りと訪問介護相当の日割りとなり、3つの日割り請求が発生するという考え方で良いのか。

（答）

お示しの事例については、かいせい便り vol.14 に掲載しているため、そちらを参照してください。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620—7416）

問34 月途中の利用開始・終了による日割りについて、日割り事由「サービス事業所変更」と同様に扱えないのか。
「サービス事業所変更」の場合、日割り起算日は「契約日・契約解除日」だが、実際のところ月前半の事業所は1日から利用最終日までを日割り算定し、後半の事業所は利用開始日から月末までを日割り算定している。
「利用者との契約開始・契約解除」の場合と従来からの「サービス事業所変更」は、前後にサービス利用が有るか無いかの違いはあれども、利用開始・終了の点では同じである。現場の混乱を防ぐためにも、同様に扱えるようにしてほしい。

(答)

サービス事業所変更の場合、従来の予防訪問介護・予防通所介護ともに日割りの起算日は契約日、終了日は契約解除日です。総合事業においてもそれは同一となります。国の解釈どおりに運用してください。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

問35 月途中で入院した場合は、入院日前日で契約解除となるのか。日割り計算の対象になるか。

(答)

月途中で入院した場合については、平成27年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」のI介護報酬改定関連資料の資料9に記載がないことから、日割り計算の対象とはなりません。契約が継続されている場合は従来どおり月包括報酬となります。契約を解除した場合は、契約解除日までの期間の日割りとなりますが、入院を事由に契約解除をしなければならないということではありません。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

問 36 要介護から要支援への移行でサービスに変わりがない場合でも、契約日が該当月の1日でない場合には日割りとなるのか。

(答)

サービス利用開始月の1日以降に契約を結ばれた場合は、かいせい便り vol.11 でお示した通り、平成27年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」のⅠ介護報酬改定関連資料の資料9に記載があるとおり、契約日からの日割りとなります。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620—7416）

問 37 65 と A5 の混在した請求は可能か。

(答)

可能です。都国保連からの回答では、混在した請求であってもシステム上問題はないとのことでした。

担当：福祉部高齢者福祉課 地域包括担当（直通 042-620—7244）

問 38 問 37 について、八王子市だけがこのような複雑な手法を用いているのか。また、その必要があるのか。

(答)

東京都内の自治体における審査支払の事務フローは同一です。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620—7416）

4. 介護予防ケアマネジメントについて

八王子市
「介護予防・日常生活支援総合事業」についてのQ&A
【平成28年8月12日版】

問39 今までの要支援の方の時と、対応などで変わるところはあるのか。

(答)

当面は介護予防ケアマネジメントAのみの実施となることから現行の介護予防支援と同じ対応をお願いします。またケアマネジメントB及びCについては、28年度中に検討し、考え方を整理する予定です。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

問40 モニタリング訪問の頻度はどうなるのか。

(答)

介護予防ケアマネジメントAは現行の介護予防支援に相当することから、概ね3ヶ月に1回のモニタリングが必要となります。ケアマネジメントB及びCについては、28年度中に検討し、考え方を整理する予定です。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

問41 給付制限のある利用者について、総合事業でも同じ取り扱いなのか。

(答)

保険給付において給付制限を受けている方については、本市の総合事業において指定事業者のサービスを利用した場合、同じ内容の給付制限を受けることになります。

なお、平成28年7月現在、給付制限者に係る相当サービスの請求については国保連で審査を行えないため、国保連ではなく市に請求をかけて頂く形になります。実際にこのようなケースが発生した場合には、下記担当まで連絡してください。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

問 42 予防福祉用具貸与と予防通所介護を利用しており、予防給付の対象となるが、その場合、通所介護サービスは予防給付のままで良いのか。

(答)

予防通所介護を利用している方については、認定更新後もしくはサービス事業所の変更等で新たに契約を締結した場合、予防通所介護相当サービスに移行となります。予防通所介護相当サービスのみを利用している場合、ケアプランは介護予防ケアマネジメント（総合事業）となりますが、福祉用具貸与の利用もある場合は介護予防支援（予防給付）となります。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

問 43 訪問サービス利用にあたって、現行相当か訪問 A かを判断する際は、12月の説明会の資料および、Q&Aの記載通り（身体介護を要するか否かで判断する）で理解して良いのか。

(答)

12月の説明会の資料では制度の主旨に鑑みて訪問型サービスAの概略をお伝えしていました。しかし、実際本市においてどのような対象者を訪問型サービスAで実施することが望ましいかについては、現在検討中です。試行実施を経て、具体的な考え方を通知する予定です。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

問44 「現行の訪問介護相当」と訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）のどちらを利用するのが適切な
のか、判断ツールはあるか。

（答）

どのような対象者を訪問型サービスAで実施することが望ましいか、現在検討中です。試行実施を経て、具体的な考え方を通知する予定です。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

問45 問44の判断をするのは、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）か。

（答）

どのような対象者を訪問型サービスAで実施することが望ましいか、現在検討中です。試行実施を経て、具体的な考え方を通知する予定です。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

問46 「介護予防・日常生活支援総合事業の報酬・加算について※」P9の「介護予防ケアマネジメントBの内容等」
の「Aのアセスメント頻度」はモニタリングの誤りではないか。

（答）

ご指摘のとおりです。

※平成27年12月に行われた説明会の配布資料については、市ホームページに掲載しています。

<掲載場所><暮らしの情報>高齢・介護・障害・生活福祉>介護予防・日常生活支援総合事業 >総合事業（指定第一号事業）>介護
予防・日常生活支援総合事業説明会を開催しました

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

問 47 「介護予防・日常生活支援総合事業の報酬・加算について」P7「ケアマネジメント B のケアマネジメントプロセス」には「モニタリング（適宜）」とある。「ケアマネジメント A」では概ね3ヶ月に1回頻度であるので、概ね6ヶ月に1回ぐらいの頻度で良いか。

（答）

当面の間は、従来の介護予防支援のプロセスと同様の内容である、介護予防ケアマネジメントAで運用していただくこととなります。現在、介護予防ケアマネジメントA～Cのそれぞれの運用について検討を行っております。検討結果をとりまとめ、平成28年度中に別途ガイドラインを発行する予定です。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

問 48 介護予防ケアマネジメントの委託件数と要支援・要介護の利用者数との関係（上限や件数による減額）を、市ではどのように規定しているのか。

（答）

介護予防ケアマネジメントの実施に関し、指定居宅介護支援事業所の受託件数の制限や件数による減額の規定はありませんが、適切な介護予防ケアマネジメント実施の観点から、介護予防ケアマネジメントの受託件数についても規定が必要であると考えます。現在、介護予防ケアマネジメントの運用について検討を行っておりますので、検討結果を踏まえて、平成28年度中に具体的な取り扱いをお示ししたいと思います。

なお、当面の間は従来の介護予防支援のプロセスと同様の内容である介護予防ケアマネジメントAのみの運用であることから、介護予防ケアマネジメントの件数は介護予防支援の件数と同様に取り扱い頂いて差し支えありません。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

5. 事業所について

問 49 介護予防サービスは実施していたが、現行相当サービス（訪問介護/通所介護）を実施しない事業所があるが、そのような事業所は市で把握しているのか。個別に聞かなければ、把握できないのか。今後、ホームページなどへの記載はあるのか。

（答）

市のホームページに掲載している事業所一覧に総合事業の指定状況を掲載しています。事後申請による予防相当サービス事業所や訪問 A の事業所についても表記しています。（月次更新）

担当：福祉部高齢者いきいき課 事業者指定担当（直通 042-620-7452）

問 50 3月より要支援認定の更新がされ、継続して家事援助中心型の訪問介護サービスを提供する予定であるが、現在利用している事業所は、訪問 A の指定を受けていない。
この場合は、訪問 A の指定を受けている事業所に変更しなくてはならないのか。

（答）

予防訪問介護相当サービスと訪問型サービス A の利用者の振り分けについては調整中のため、3月に要支援認定が更新された方については全員予防訪問介護相当サービスの対象とするよう2月17日付で通知をしたところです。

したがって現在利用している事業所で予防訪問介護相当サービスの提供を受けることが可能です。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

問51 訪問型サービスAを対応する検討をしている法人・団体は現状でどのぐらいの数になっているのか。

(答)

平成28年7月末までに訪問Aの指定申請があったのは9事業所です。今後の指定状況については市のホームページに掲載している指定事業所一覧をご確認ください。(総合事業の指定状況については訪問、通所事業所の総合事業欄に表記。)

担当：福祉部高齢者いきいき課 事業者指定担当(直通042-620-7452)

問52 通所介護19人未満の考え方について(通所介護のサービスには、AM/PM各10名という定員がある。これは、利用定員が19人未満と考えるので良いか。)

(答)

利用定員とは、事業所において同時に通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものです。

例①：午前、午後で利用定員がそれぞれ10名 ⇒ 上限10名のため地域密着型へ移行

例②：1単位目(月～金 9:00～12:30) 10名

2単位目(月～金 9:00～12:30) 10名

3単位目(月～金13:30～17:00) 10名

4単位目(月～金13:30～17:00) 10名

⇒ 1単位と2単位、3単位と4単位は、それぞれ同じ時間で提供を行っているため、上限は20名となり従来通り居宅サービス

例③：1単位目(月～金 9:00～17:00) 18名

2単位目(土 9:00～12:30) 10名

⇒ 上限は18名なので地域密着型へ移行

したがって、質問の通所介護の場合は上記の例①に該当するため、利用定員は19人未満となります。

担当：福祉部高齢者いきいき課 事業者指定担当(直通042-620-7452)

6. 予防訪問(通所)介護相当サービスについて

問53 「現行の訪問介護相当」のサービスで言うところの「身体介護」はヘルパーと利用者による共家事を含んでいるか。

例えば、買い物等ヘルパーのみで対応した方が時間は短縮できると思われるが、ヘルパーと一緒に出掛けることにより生活の広がりにつながることもある。判断はどのような方法で行うのか。

(答)

現行の訪問介護相当は従来の予防訪問介護と同様の内容のサービス提供を行うものです。従来の予防訪問介護においては、身体介護と生活援助の区別がありませんので、アセスメントの結果に応じて援助の内容を判断してください。貴見のとおり、利用者の自立支援を促すために、共に買い物に行く、という援助を行うことも可能です。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

問54 「現行通所介護相当」では、身体介護を必要とする専門的な運動やリハビリ等が内容となっているが、どのような利用者を想定しているか。

(答)

現行通所介護相当は、従来の予防通所介護と同様のサービス提供を行うものです。現在、本市においては総合事業で行う通所型サービスは現行通所介護相当のみとなっております。そのため、従来の予防通所介護と同様に要支援認定を受けた利用者を対象者として想定しております。今後、総合事業で行う通所型サービスに新たな種類が追加されることに伴って、対象とする利用者像が変わる可能性があります。その場合は改めて通知を行います。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

7. 訪問型サービスAについて

問55 訪問介護Aのサービスを提供する場合、当面、資格のある（ヘルパー2級等）訪問介護員によるサービス提供であれば、事業所での定められた研修は行わなくても良いのか。

（答）

訪問型サービスAの従事者については介護職員初任者研修受講者等の資格取得者又は研修修了者としています。訪問型サービスAの人員基準で定めている資格取得者に該当する資格を保有する者については、事業所の研修は行わなくても構いません。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

問56 モニタリング訪問の頻度はどうなるのか。

（答）

現在検討中です。試行実施を経て、具体的な考え方を通知する予定です。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

問57 訪問型サービスAの対象者が急な体調不良等で身体介護を要する状態になった場合は、ケアプランやサービス提供はどのような手順で対応するのか。

（答）

現在検討中です。試行実施を経て、具体的な考え方を通知する予定です。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

8. 多様なサービスについて

問 58 予防訪問介護の多様なサービスについて、どのように情報収集するのか。

(答)

予防訪問介護の多様なサービスについて、毎月、月初にホームページに掲載しますので、そちらで御確認ください。

担当：福祉部高齢者いきいき課 事業者指定担当（直通 042-620—7452）

問 59 多様な担い手とありますが、いつ頃具体的になりますか。その際の料金はそれぞれとなっていますが、現行の料金（利用者負担）より高くなりますか。

(答)

多様な担い手によるサービスについては、平成 28 年度後半に情報提供が出来るよう、現在検討を進めています。
利用料金については、現行の利用者負担と同程度もしくはそれ以下に設定する予定です。

担当：福祉部高齢者福祉課 地域包括担当（直通 042-620—7244）

問 60 多様な担い手によるサービスに移行した場合、サービスの提供先は自由に選ぶことが出来るのか。

(答)

サービスの利用は、利用者と事業者との契約によるものであることから、利用者の選択によって利用することができます。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620—7416）

問61 多様な担い手によるサービスでは、同居家族がいても掃除や買い物の依頼は出来るのか。

(答)

利用者のニーズ等を把握しながら、今後検討を進めていく予定です。

担当：福祉部高齢者福祉課 地域包括担当（直通 042-620—7244）

問62 多様な担い手によるサービスには、送迎はあるのか。

(答)

通所型サービスAに関しては第6期中にサービス導入の可否も含めて検討する予定であり、送迎等の取扱いは現時点では未定です。

住民やNPO等を担い手とする通所型サービスB及び通所型サービスCでの送迎は現時点では想定しておりません。

【通所型サービスAに関すること】

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620—7416）

【通所型サービスB及びCに関すること】

担当：福祉部高齢者いきいき課 元気応援担当（直通 042-620—7243）

問63 送迎がない場合、一人で通えない人の対応はどうなるのか。

(答)

通所型サービスA～Cの送迎に関して、今後、必要性や担い手の実情もふまえて検討が必要と認識しております。

【通所型サービスAに関すること】

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通042-620-7416）

【通所型サービスB及びCに関すること】

担当：福祉部高齢者いきいき課 元気応援担当（直通042-620-7243）

9. サービスの利用について

問64 今までの予防訪問介護と同様に、訪問サービスの複数事業所利用はできないのか。

(答)

予防訪問介護相当サービスおよび訪問型サービスAは月額総報酬制となっているため、複数事業所の併用は想定していません。

今後新たに実施するサービスについては、別途検討していきます。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通042-620-7416）

問 65 今までの予防通所介護（リハビリ）と同様に、通所サービスの複数事業所利用はできないのか。

（答）

予防通所介護相当サービスは月額総報酬制となっているため、複数事業所の併用は想定していません。
今後新たに実施するサービスについては、別途検討していきます。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

問 66 小規模デイサービスが地域密着型デイサービスに移行となる。小規模デイサービスは要介護の者しか利用できないとのことだが、要支援の方は引き続き地域密着型デイサービスの利用ができないということか。利用できる場合の金額は今までどおりで可能なのか。

（答）

小規模な通所介護事業所の予防部分は平成30年3月末まで指定の効力を有するため、要支援の方が小規模な通所介護事業所を利用することは可能です。また利用金額も今までどおりです。詳細については、下記担当までお問い合わせください。

担当：福祉部高齢者いきいき課 事業者指定担当（直通 042-620-7452）

問67 住所地は八王子で他自治体にお住まいの方で、その自治体が総合事業を始めていない場合、要支援の認定の方サービスを利用することができるのか。

(答)

八王子市に住民票がある要支援認定をお持ちの方であれば、八王子市での居住実態に関わらず、平成28年3月以降、順次、総合事業へ移行することになります。

平成27年4月1日以前に予防訪問介護もしくは予防通所介護の指定を受けている事業所については、被保険者の認定の更新または契約行為によって総合事業へ移行し、総合事業のサービスコード(A1またA5)で請求を行うこととなります。

平成27年4月1日以降に予防訪問介護もしくは予防通所介護の指定を受けている事業所については、被保険者の認定の更新または契約行為によって総合事業へ移行し総合事業のサービスコード(A2またはA6)で請求を行うこととなりますが、事前に八王子市へ指定申請を行う必要がありますので御留意ください。

なお、原則、住民票は居住実態に即すべきであると考えますので、居住実態が他自治体にある場合は、速やかに住民票を異動するように促してください。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

10. 生活支援・介護予防サービスについて

問 68 今後生活支援コーディネーターとケアマネの連携はどのようになるのか。利用者ニーズとのマッチングの際、どのような役割となるのか。

(答)

生活支援体制の整備には、地域の各関係者やサービス提供主体間における定期的な情報共有や連携の強化が不可欠です。情報共有や連携を図る場として、市、生活支援コーディネーター、地域の各関係者やサービス提供主体によって構成される「協議体」が今後立ち上がります。この「協議体」の場において、各々の視点で把握している地域ニーズに関する情報共有・意見交換を行うことが、生活支援コーディネーターとケアマネの連携の一場面として想定されます。

そして、利用者ニーズとのマッチングを行う際のケアマネの役割として、利用者と身近な立場にあるケアマネの視点から得た情報や利用者の声を「協議体」の場で共有することにより、多種多様な利用者のニーズとサービス提供主体とのマッチングが可能になると考えられます。

担当：福祉部高齢者福祉課 地域包括担当（直通 042-620-7244）

11. 地域密着型通所介護について

問69 平成28年4月1日前からの既存の利用者について引き続き利用が可能とのことであるが、いつまで利用が可能なのか。

(答)

現在の指定有効期限まではそのまま利用できます。

指定有効期限を迎えた場合は事業所所在地だけでなく、利用者の保険者市町村に対し指定更新を申請する必要があります。なお、八王子市では、他市被保険者が市内事業所を利用しているケースについては、指定更新の際に再度の同意申請は不要と考えておりますが、自治体によって改めて同意申請することを求めているケースがあります。この場合に相手先市町村の同意が得られなかった場合は指定更新できなくなることも考えられますので、事前に相手先市町村に同意の可否について確認をお願いします。

また、既存の利用者であっても要支援者（介護予防通所介護として利用している者）はみなし指定の対象となりません。要支援である既存利用者（他市被保険者）が認定更新や区分変更により要介護となった場合は、保険者市町村への指定申請及び八王子市の同意が必要となりますのでご注意ください。

担当：福祉部高齢者いきいき課事業者指定担当（直通 042-620-7452）

問70 他自治体の住民であっても利用しなければならない理由があれば、所定の手続きを行った上で利用は可能ということだが、どのような理由なら該当するのか。

(答)

八王子市では地域密着型サービスの区域外指定や他市利用に係る同意の基準として「八王子市地域密着型サービスの区域外指定及び利用に関する要綱」を定めています。他市被保険者の利用について該当市から同意の申請があった場合は利用者や事業所の状況についてヒアリングさせていただき、要綱の規定に基づき同意の可否を判断致します。

担当：福祉部高齢者いきいき課事業者指定担当（直通 042-620—7452）

11. 基本チェックリストについて

問71 基本チェックリストは、ケアマネ自身がチェックし、ケアマネ単独の判断でサービス利用という流れになるのか。いつ頃の実施予定で検討しているのか。

(答)

八王子市では、総合事業移行当初は基本チェックリストを導入しません。基本チェックリストの活用方法および実施時期については、今後、有識者を加えたマネジメントの検討会にて検討を進めていく予定です。具体的な活用方法等が決定するまでは、これまで通り認定申請を受けていただきます。

詳細が決まり次第、各関係者の皆様には改めて情報提供させていただきます。

担当：福祉部高齢者福祉課 地域包括担当（直通 042-620—7244）

12. 給付管理・加算について

問 72 介護予防給付と介護予防・日常生活支援総合事業を併用する場合、支給限度額は双方を合算した額という理解で良いのか。

(答)

貴見のとおりです。支給限度額の給付管理は、介護予防給付と総合事業の給付（指定事業者によるサービス）を合算したものととなります。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

問 73 「予防訪問介護から現行相当へ移行した場合」および、「予防訪問介護から訪問 A に移行した場合」および、「現行相当から訪問 A に移行した場合」および、「訪問 A から現行相当に移行した場合」、それぞれ（訪問介護の）初回加算の算定はどのように取り扱うべきか。

(答)

これまで予防訪問介護もしくは訪問型サービスの提供を行っていた利用者に対し、サービス事業所の変更なく、サービス種別のみが変更となる場合については、いずれも算定できません。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

問74 「予防給付を受けていた者が総合事業のサービス利用に移行するときは、介護予防ケアマネジメントの初回加算の算定を行うことはできない。」（介護予防・日常生活支援総合事業の報酬・加算等について資料P10に記載）とのことだが、「総合事業のサービスのみ利用していた者が予防給付を受けることになったときには、介護予防支援の初回加算を算定することは可能なのか。

（答）

いずれも同一介護予防支援事業所が担当する事から、事業所として初回と同じ手間がかからないと考えられるため、算定はできません。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）

13. その他

問75 書類や対応は、全高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）統一か。

（答）

各種様式の雛形や基本的な対応については、市から情報を発信し、全センターで統一しています。なお、状況に応じて、各センターにおいて適宜修正することを可としています。

担当：福祉部高齢者福祉課 地域包括担当（直通 042-620-7244）

問76 (かいせい便りについて) 全体について、文言がわかりにくい、具体例をあげて説明してもらいたい。また、送られる表紙下に「※かいせい便りは、内容により…」と記載されているが、どの号が選別なのか、届かないと分からない。判断ができない。

(答)

わかりやすい通知の内容に留意いたします。また、今後かいせい便りのバックナンバーをホームページに掲載し、御案内できるよう検討いたします。

担当：福祉部高齢者福祉課 地域包括担当（直通 042-620-7244）

問77 (サービス提供事業者より)「提供実績兼利用者状況等報告書」を使用しなければならぬのか。必須の項目はどれか。

(答)

「提供実績兼利用者状況報告書」は、使用を義務化するものではなく、あくまでも標準例としてお示ししたものです。利用者のサービス利用状況について、ケアプラン作成者に報告をする手段の一つとして参考に御活用ください。

担当：福祉部介護保険課 給付担当（直通 042-620-7416）